

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西鉄バス久留米株式会社から令和6年3月27日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。  
意見聴取結果は以下のとおりです。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

### ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出

公示番号：九運公第47号

事案番号：福5廃21（西鉄バス久留米株式会社）

### イ 意見聴取の日時及び場所

令和7年1月14日（火）10時00分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

### ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

#### 【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 窪西 駿介

#### 【東峰村】

東峰村長 眞田 秀樹

#### 【朝倉市】

朝倉市防災交通課交通対策係長 矢野 正憲

#### 【うきは市】

うきは市市民協働推進課コミュニティ支援係長 矢野 和子

#### 【大分県】

大分県企画振興部交通政策局地域交通・物流対策室長 田原 裕之

#### 【日田市】

日田市地域振興課長 梶原 洋一郎

### エ 陳述の要旨

#### 【福岡県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス久留米株式会社）との協議内容  
令和5年12月21日付けで西鉄バス久留米株式会社から福岡県バス対策協議会に対し、当該路線の廃止の申出書が提出された。

令和6年1月16日から3回にわたり福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行い、別添のとおり結果となった。

(2) 自治体や住民等の意見

関係自治体が回答する。

(3) 路線廃止に対する代替交通

関係自治体において、代替交通を導入する見込み。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否

関係自治体の意向を尊重する。

【東峰村】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス久留米株式会社）との協議内容

・ 令和5年12月21日

西鉄バス久留米株式会社より路線バス廃止申し出

・ 令和6年2月20日

東峰村地域公共交通活性化協議会にて、路線バス廃止の申し出について報告

・ 令和6年3月29日

西鉄バス久留米株式会社へ要望書提出（廃止時期の延長、必要に応じた協議）

・ 令和6年5月27日

西鉄バス久留米株式会社より回答書受領

（廃止時期の延長了承、既存路線拡充は不可、協議可）

・ 令和6年7月30日

東峰村地域公共交通活性化協議会にて、西鉄バス久留米株式会社より申し出を行った理由について説明を受け、申し出に対する村の見解及び対応案を示した後、協議会としての対応を協議。

東峰村地域公共交通活性化協議会としては、西鉄バス久留米株式会社が、運転士不足による路線の廃止を申し出たことに対しては一定の理解を示さざるを得ず、また、東峰村乗合タクシーの杷木バス停までの路線延伸によって代替の交通手段が確保できる予定であることから、令和7年3月31日までの路線の減便及び令和7年4月1日からの路線廃止を受け入れることを承認。

・ 令和6年8月1日

令和6年7月30日の東峰村地域公共交通活性化協議会での承認内容を福岡県バス対策協議会へ報告。

(2) 自治体や住民等の意見

地域住民等からは、西鉄バス廃線後の交通手段はどうなるのかという不安の声はあがっております。しかし、廃止はやむを得ず、東峰村としては東峰村乗合タクシーの運行区域を延伸することによって対応することが令和6年7月30日の東峰村地域公共交通活性化協議会で承認されました。

(3) 路線廃止に対する代替交通

令和6年12月25日の東峰村地域公共交通活性化協議会にて、東峰村乗合タクシーを朝倉市杷木地区まで延伸して運行するルートや運賃について承認されました。つきましては、東峰村乗合タクシーを活用することで代替交通となるよう整備を進めていきます。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

検討している代替交通は、令和7年4月からの実施に向けて交通事業者との協議、車両の確保等を進めているため、廃止予定日の繰り上げには対応しかねます。

【朝倉市】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス久留米株式会社）との協議内容  
令和5年12月21日 西鉄バス久留米株式会社より福岡県バス対策協議会に対し路線廃止の申し出。当協議会より、自治体で協議を行い、意見を報告するよう依頼があった。

令和6年2月5日 朝倉市地域公共交通活性化協議会において協議。  
廃止はやむを得ないものとして、福岡県バス対策協議会に報告することを決定。

令和6年7月30日 福岡県バス対策協議会へ廃止はやむを得ない旨報告。

(2) 自治体や住民等の意見

朝倉市からの利用者は少なく、定期利用者もいないため、影響は少ないと考えられる。

また、令和6年10月から運行開始する「あいのりタクシー」で代替が可能であるため、路線廃止は致し方ない。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

廃止の申し出時点で、「あいのりタクシー」の再編の検討を行っていたこともあり、これまで杷木地域にて路線不定期にて運行していた「あいのりタクシー」を令和6年10月から区域運行に態様変更し、実証運行を開始することで代替交通を確保した。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …可

当初の廃止予定日である令和6年10月1日より、「あいのりタクシー」の実証運行により代替が可能のため。

【うきは市】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス久留米株式会社）との協議内容

・ 令和5年12月21日 西鉄バス久留米株式会社より路線バス廃止申し出

（内容）令和6年10月1日廃止予定、運転士不足の深刻化によるもの

・ 令和6年3月14日 西鉄バス久留米株式会社へ日田市と連名で要望書の提出

（要望内容）

① 令和7年4月1日廃止までの延長 要望

② 西鉄バス吉井線の浮羽発着所から杷木バス停への路線拡充要望

③ 市との十分な協議要望

- ・ 令和6年5月27日 西鉄バス久留米株式会社より回答書の提出  
(要望書①～③に対する回答内容)
  - ① 令和7年4月1日まで廃止延長をする、ただし平日のみ減便での対応
  - ② 対応しかねる
  - ③ 承知した
- ・ 令和6年6月25日 福岡県バス対策協議会ブロック別地区別協議会開催  
福岡県、福岡運輸支局、朝倉市、東峰村、うきは市での協議、オブザーバー日田市参加  
廃止時期の承認、代替交通について検討していくことを協議
- ・ 令和6年7月29日 うきは市地域公共交通活性化協議会  
要望書の結果、代替交通案について説明  
代替交通について今後本協議会において協議していくことを承認
- ・ 令和6年7月31日 協議報告書提出

## (2) 自治体や住民等の意見

- ・ 令和6年6月25日に行った関係自治体との協議では、「運転手の不足という現状については受け入れざるを得ない、各自治体で代替交通にて対応を行っていく」との意見。
- ・ 令和5年12月20日から令和6年7月にわたり、市議会、地区自治協議会等地元住民へ随時説明を行った。住民から「年々利用者の減少もあり、運転手の不足ということであれば致し方ない、代替交通を要望する」との意見。

## (3) 路線廃止に対する代替交通の計画

令和7年4月1日より、他山間部で既に導入している道路運送法第4条に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」予約制乗合タクシーの運行を拡充する形で柚木コミュニティセンター～うきは市民センター間の区域運行を予定している。日田市柚木地区へも乗り入れを行い、日田市と距離按分で負担をする。(うきは市地域公共交通活性化協議会承認済、1月末に運輸支局へ申請予定)

しかしながら、予定している代替交通は廃止路線の全てを補完できず、うきは市民センター(浮羽発着所)から杷木バス停までの直通路線がない状態となるため、引き続き西鉄バス久留米—吉井線の浮羽発着所から杷木バス停への路線拡充については要望をしていきたい。

## (4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

代替交通の準備のため、令和7年4月1日でお願いしたい。

## 【大分県】

- (1) 地域協議会(バス対策協議会)・運送事業者(西鉄バス久留米株式会社)との協議内容  
令和5年12月21日付けで西鉄バス久留米株式会社から福岡県バス対策協議会に対し、当該路線の廃止の申出書が提出された。  
福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行った。

## (2) 自治体や住民等の意見

関係市村が回答する。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

関係市村において、地域住民の利便性維持に資する施策について検討する。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否

関係市村の意向を尊重する。

【日田市】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス久留米株式会社）との協議内容

◎運送事業者との協議

令和5年11月20日の路線バス関係自治体連絡会議において、西鉄バス久留米株式会社より令和5年12月に路線の廃止申入れを行う旨の説明があり、令和5年12月21日に福岡県バス対策協議会に対し路線廃止の届け出の提出を受ける。以降、福岡県バス対策協議会の中で、西鉄バス久留米株式会社や関係自治体と協議を行う。

西鉄バス久留米株式会社からの申し出を受け、廃止時期の延長や廃止に当たっての市や市民との十分な協議の実施について、うきは市と連名で要望書を提出。

◎福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会 3回開催（オブザーバーとして参加）

協議結果：廃止について承認

当該路線は利用状況が低く、また、交通事業者の運転手不足が常態化していることから、廃止はやむを得ないものとして容認する。

◎日田市地域公共交通確保維持協議会 2回報告 反対意見なし。

※令和7年1月開催の当協議会において、代替交通について承認をいただく予定。

(2) 自治体や住民等の意見

◎関係自治体の意見

バス対策協議会の協議結果と同様。

◎地域住民等からの意見

地域住民への説明・意見聴取 3回

意見：路線廃止は利用者が少ないため仕方がないが、代替交通の確保はお願いしたい。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

うきは市の運行する予約制乗合タクシーを柚木地区へ乗り入れる。

（柚木コミュニティセンター ⇄ うきは市民センター）

事業区分：道路運送法第4条に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」での区域運送

運賃：1回200円（小学生未満の子供は保護者同伴の場合、無料）

便数：1日7便

運行日：月曜～土曜日（祝日、年末年始運休）

運行開始日：令和7年4月1日

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

代替交通の開始日を令和7年4月1日として調整を進めているため、廃止予定日を繰り

上げることはできない。

別添

## 福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会(議事概要)

1. 開催日：第1回 令和6年1月16日(火)  
第2回 令和6年6月25日(火)  
第3回 令和6年8月15日(木)～8月26日(月)(書面開催)

2. 関係者

九州運輸局福岡運輸支局  
福岡県  
朝倉市  
うきは市  
東峰村  
西鉄バス久留米株式会社

3. 内容

**議案 西鉄バス久留米株式会社「浮羽支線」の廃止の申し出への対応について**  
・・・廃止について承認

議案について、関係者で協議を行い、下記の結果となった。

**【協議結果】**

当該路線は利用状況が低く、また、交通事業者の運転手不足が常態化していることから、廃止はやむを得ないものとして容認する。

しかしながら、関係市村における代替交通の確保や地域への説明等の時間を要することから、交通事業者は廃止を令和7年4月1日に延長し、令和7年3月31日までは平日だけでも可能な範囲での運行継続をお願いしたい。

なお、関係市村においては、住民に大きな影響を及ぼすことのないよう、令和7年4月1日までに代替交通を確保する予定である。